

園芸用ハウスや付帯機械等の整備を検討中の農家さんへ

都城市園芸振興対策事業 のお知らせ

都城市では、施設園芸の規模拡大並びに安定生産を目指して生産用のハウス等の導入を実施する農業者等に対し、支援を行っています。



事業費の「**4分の1**」(上限2,500千円)を補助!

ただし、認定新規就農者が中古ハウスを購入する場合は、「**2分の1**」(上限1,000千円)!

もちろん
花・果樹も
OK!

補助対象者

認定農業者及び農業団体

認定新規就農者

こんな経費
を支援
します!

補助対象経費

宮崎県標準ビニールハウス建設費

(解体、移設、設置、増設を含む。)

ハウスの付帯施設設置費

台風災害等防止のための
補強施設設置費 (人件費を除く。)

ボーリング工事費

(用水不足により特に作付けが困難と認めた場合のみ対象。)

まずは、
ご相談だ
さい!

事業の流れ

相談 (要見積書)

補助金申請

補助金交付決定

(補助金支払)

事業実施

完了検査

補助金実績報告

畑かん利用推奨!


別途事業が活用できる場合も!
まずは相談ください!

農産園芸課 園芸特産担当 (電話23-2425)



都城市農産園芸関係補助金交付要綱

別表第3（第2条関係）

補助事業名等	園芸振興対策事業費補助金
補助内容	施設園芸振興のためのビニールハウス及び附帯機械等の整備費補助
補助対象者	認定農業者、農業団体及び認定新規就農者
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none">宮崎県標準ビニールハウス建設費（解体、移設（同一所有者が行うものは除く。）、設置、増設を含む。）<ol style="list-style-type: none">単棟ハウス改良型APハウス2号改良型中期展張強化ハウス硬質ビニールハウス(1) から (4) の中古ハウス簡易型補強ハウスハウスの附帯施設設置費<ol style="list-style-type: none">病害虫対策設備先進的技術等の導入により生産性の向上及び、省力化を図るための設備等台風災害等防止のための補強施設設置費（人件費を除く。）ポーリング工事費（用水不足により特に作付けが困難と認めた場合のみ対象とする。）その他市長が特に必要と認めた施設等。ただし、上記事業に係る消費税及び地方消費税については、補助対象外とする。 
補助金額又は補助率	補助対象経費の4分の1以内とし、その各項ごとに補助金の額を算出（千円未満切り捨て）する。 ただし、認定新規就農者が1 - (5) 又は1 - (6) を導入する場合は補助対象経費の2分の1以内とする。
補助限度額	1戸当たり2,500千円。 ただし、補助対象経費の項中、1 - (5) 及び1 - (6) に係る補助限度額は、それぞれ1,000千円とする。
交付申請期限	12月末
申請に係る添付書類（規則第3条1項第1号から第3号までに定める書類以外）	<ol style="list-style-type: none">見積書の写し
実績報告に係る添付書類	<ol style="list-style-type: none">事業実績書収支決算書支出を証明する書類の写し
支払方法	概算払